

ケアプランセンター我が家岡山事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社オージェックスが開設するケアプランセンター我が家岡山事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 二 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 三 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 ケアプランセンター我が家岡山事業所
- 二 所在地 岡山市北区富田5 1 4-1-2 0 3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者：1名（主任介護専門員が兼務する）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - 二 介護支援専門員：常勤介護支援専門員1名以上とし、利用者人数に応じて増員する。
介護支援専門員は、要介護者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介等を行う。
- 2 人員の配置については、基準を遵守する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日（祝日を除く）とする。
ただし、年末年始は12月30日から1月3日まで休業とする。
 - 二 営業時間 午前9時00分から午後18時00分までとする。
- 2 必要な際は、この限りではない。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 事業の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 一 利用者の相談は、事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
- 二 使用する課題分析票の種類は、利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。
- 三 サービス担当者会議の開催は、事業所内その他必要と認められる場所において開催する。
- 四 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、月1回以上必要に応じて訪問するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、岡山市とする。

(事故発生時における対応方法)

第8条 事業者は、利用者に事業の実施により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、事業の実施に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第9条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止に関する責任者の選定
 - 二 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - 三 その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、事業の実施に当たり、当該事業所及び居宅サービス事業所の従業員又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第10条 事業者は、適正な契約手続等を行うために、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(苦情解決体制の整備)

第11条 事業者は、事業の実施に係る利用者からの苦情を迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、事業の実施に関し、法第23条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、事業の実施に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 居宅介護支援等の資質の向上のために、適宜、研修の機会を設けるとともに、そのための業務体制を整備する。

- 2 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密や個人情報を保持する。
- 3 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密や基本情報を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
- 5 事業者は、事業の実施に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社オージェックスとの協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

平成19年5月1日 改訂
平成21年2月1日 改訂
平成23年6月24日 改訂
平成23年8月15日 改訂
平成25年3月15日 改訂
平成26年4月1日 改訂
平成26年6月1日 改訂
平成27年1月1日 改訂
平成27年2月1日 改訂
平成27年4月1日 改訂
平成27年4月9日 改訂
平成29年11月1日 改訂
平成30年1月1日 改訂
平成30年3月31日 改訂
平成31年4月1日 改訂
令和元年5月31日 改訂
令和元年6月1日 改訂
令和1年10月1日 改訂
令和2年3月16日 改訂
令和5年12月1日 改訂